

# 自動車関連産業の脱炭素化・電動化に関する協議体の運営等業務 基本仕様書

## 1 業務名

自動車関連産業の脱炭素化・電動化に関する協議体の運営等業務

## 2 業務の目的

広島市を含む広島広域都市圏（※1）の主要産業となっている製造業のうち、特に自動車関連産業においては、世界的に加速する脱炭素化・電動化により、その取り巻く環境は大きく変化しており、地域の自動車メーカーを頂点とした自動車関連サプライヤ企業（以下「サプライヤ」という。）にとっては、こうした変化への対応が重大かつ喫緊の課題となっている。

本市では、令和4年度から地域の中小サプライヤや自動車メーカー等が参画する協議体を構築し、中小サプライヤが脱炭素化や電動化による事業構造の変容に対応していくための情報の共有及び課題の整理を行い、サプライヤが課題解決のために行うべき取組や、その取組に必要な支援施策の検討、必要な情報発信に取り組んでいる。

令和6年度は、協議体の更なる充実を図るとともに、令和5年度の協議体の議論において取り組むべきとした「事業拡大」に係るテーマについて協議・提案し、本市が中小サプライヤにとって真に必要な支援施策を構築し、もって地域の中小サプライヤが脱炭素化や電動化による事業構造の変容に対応し、持続可能な経営基盤を構築することを目的とする。

（※1）広島広域都市圏

広島県：広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、  
安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、  
大崎上島町、世羅町

山口県：岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

島根県：浜田市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町

## 3 履行期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

## 4 業務内容

地域における自動車関連産業の持続的な発展を支援するために、メンバー（※2）やオブザーバー（※3）等による活発な議論や意見交換を行えるようなグループワークを開催するとともに、サプライヤの課題・ニーズに関するアンケート調査を行う。また、メンバーのうち「事業拡大」に積極的に取り組もうとする企業を対象に専門家を派遣するとともに、グループワークでの議論を踏まえたブラッシュアップを行い、「地域自動車サプライヤの事業拡大モデルケース」となり得る中小サプライヤの「事業拡大」のための事業計画を作成し、脱炭素化・電動化に資する中小

サプライヤの支援の充実に資する支援施策とともに、当該事業計画実現に必要な支援施策の提案を行う。

(※2) 協議体への参加が決定した広島広域都市圏内のティア2以下のサプライヤ

(※3) 地域自動車メーカー、ティア1サプライヤ及び本市が参加を認めた産業支援機関等  
具体的な業務内容は次のとおり。

### (1) 本業務の実施方針の提案

令和5年度の協議体の議論の結果から地域のサプライヤが抱える課題を考察した上で、急激な脱炭素化や電動化に対する世界の潮流や、各国の自動車メーカーの戦略、地域の自動車メーカーの方針等を踏まえて、中小サプライヤの脱炭素化・電動化への対応、事業拡大に対する支援策を検討しようとする本業務の実施に当たっての受注者の実施方針を提案すること。

なお、本実施方針の提案については、企画提案書で示した内容を基に、発注者と協議の上、詳細を定めることとする。

### (2) 協議体の運営

#### ア メンバーの募集

所在地が広島広域都市圏内にあるティア2以下のサプライヤのうち、本業務の実施方針に沿う企業を選定し、発注者とともに協議体への参画を働きかける（令和5年度までの参加企業を含む20社程度の参画を想定）。

#### イ 発足会議の開催

メンバーを集め、発足会議を開催すること。発足会議では、協議体の設置目的及び実施計画を説明するほか、本業務の実施方針に沿って実施しておくべき内容を検討し実施すること。

#### ウ グループワークの開催

「地域自動車サプライヤの事業拡大モデルケース」の創出に向けて実施する本業務において適切な成果が得られるよう、グループワークを3回以上開催すること。グループワークにおける協議内容は以下を基本とし、(1)で提案された実施方針や(2)エ及び(3)の業務の実施状況を踏まえて、発注者及び受注者で開催を計画する都度協議を行い、詳細を定めることとする。

#### グループワークにおける協議内容

##### 【第1回】事業拡大に向けた現状把握

全メンバーの事業拡大等に向けた取組状況を整理し、「エ 事業拡大に向けた個社の事業計画の作成」の実施に向け、注力する点等について意見を抽出する。

##### 【第2回】個社の事業計画の中間報告

「エ 事業拡大に向けた個社の事業計画の作成」で作成した個社の事業計画の中間報告を実施し、各事業計画の方向性の確認やブラッシュアップ等を目的に、メンバー等からのアドバイス、議論等を行う場を設定する。（中間報告での議論等を踏まえて事業計画をブラッシュアップ）

##### 【第3回】個社の事業計画の最終報告

「エ 事業拡大に向けた個社の事業計画の作成」で作成した個社の事業計画の最終報告を実施し、各事業計画に関する取組開始直後のアクションプラン等近視眼的な事業計画の内容に関する軽微な見直し等を行うためのアドバイス、議論等を行う場を設定する。

第1回のグループワークでは、以降の議論を充実させる参考となるような事業拡大に関する事例紹介等をテーマとするセミナーを開催すること。また、当該グループワークはイの発足会議と同日に開催してもよいこととする。

グループワークでの協議において、メンバーによる積極的な意見交換がなされるよう、各回ともメンバーを3～4程度のグループに分けた議論の場を設定するとともに、エで作成する事業計画の実行におけるメンバー間の連携や協業の可能性の模索など、前向きな取組を進めるための適切かつ円滑な協議が行えるよう、専門的な知見を有する者をファシリテーター等として招聘するなどの工夫を凝らした運営に取り組むこと。

#### エ 事業拡大に向けた個社の事業計画の作成

メンバーのうち3社を募り、脱炭素化や電動化による事業構造の変容に対応していくために、自社のコア技術・強みを生かした事業拡大に必要な事業計画を作成するための専門家を各社に派遣し、個社ごとに事業計画を作成すること。専門家は、より実効性の高い事業計画となるよう、経営者との協議や企業訪問による現場でのヒアリング等を実施する機会を適当数確保した上で、作成に取り組むこと。

また、上記専門家とは異なる、業界の知見を持った有識者の招聘やメンバー及び幅広い企業との協業などに関するマッチングなどの工夫を凝らすこと。

なお、作成する事業計画には、グループワークでのメンバーとの議論において取り入れるべき項目を反映させること。

#### オ 報告会の開催

本業務の取組による成果を参加者と共有するための報告会を開催すること。なお、受注者はア～エ及び(3)の業務により得られた成果を踏まえ、次年度以降の協議体の活動計画案等を策定し、事前に発注者と協議の上、報告会においてその内容を報告すること。

#### カ その他

ア～オに関する開催日の調整、開催通知、会議資料の作成、会議の進行、議事録の作成、メンバーとの連絡調整等を行うこと。また、会議資料は事前に発注者の承認を得ること。

### (3) サプライヤの課題・ニーズ調査

#### ア 調査の実施

発注者が所有するサプライヤリストに掲載されている企業に対して、脱炭素化・電動化の進展による影響や課題・ニーズ等の調査を行うこと。なお、調査を実施するに当たっては、メンバーを含め最低100社から回答を得られるよう、地域特有の課題を調査するための具体的かつ効率的な調査方法、内容等について発注者と協議し、実施すること。

#### イ 結果の分析及び課題整理

調査によって得られた結果を分析し、令和6年7月29日までに課題整理等を行うこと。

また、得られた課題等を第2回目以降のグループワークに適宜反映し、メンバーとの協議の充実に活用すること。

#### (4) 支援施策の提案

##### ア 令和7年度当初予算要求に係る支援施策の事前提案

(1)で提案した実施方針、(2)の運営による検討過程及び(3)の調査結果を基に、本市が実施すべき支援施策について発注者と協議の上、令和7年度当初予算要求に向けた基礎的資料を調製し、令和6年8月26日までに事前提案すること。提案する基礎資料には最低限次の項目を記載すること。

##### 【記載項目】

###### ① 現状の課題・事業の目的

自動車産業の潮流や地域の自動車メーカーの戦略等から導き出される広域都市圏内のサプライヤの課題及びそれに本市が対応するための事業の実施目的等

###### ② 事業内容

①に対応して実施すべき事業（3案以上）の具体的な内容、実施方法等

###### ③ 所要経費

②の各案に関する所要経費（費用明細付）

##### イ 本業務の実施により得られた課題を踏まえた支援施策の提案

上記ア及び(2)(3)の業務により得られた課題等に対して、今後本市が取り組むべき支援施策を3案以上策定し、令和6年9月24日までに発注者に提案すること。その際、上記アの提案内容以外に新たな提案を行うこともできる。

#### (5) その他

サプライヤの取組の活性化等に資する内容として、独自の企画提案等があれば提案の上、実施すること。

#### 5 提出物

本業務における成果物として、協議体の各種会議の会議資料・議事録・各事業拡大モデルケースと事業計画作成手法、サプライヤの課題・ニーズ調査の調査内容・結果及び分析内容、支援施策の提案内容等を電子データ（CD-Rに保存）及び紙媒体1部を納品すること。

#### 6 納入場所

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市経済観光局産業振興部ものづくり支援課

#### 7 業務の再委託

本業務の実施に関し、受注者は業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先事業者の事業概要、業務体制及び責任者を明記の上、書面により提出し、発注者の承諾を得ること。

## 8 その他

受注者は、委託契約約款に定められたことのほか、次の事項を遵守すること。

- ① 業務着手前に、発注者との窓口となる業務総括責任者及び業務担当スタッフを専任し、発注者の承認を得ること。
- ② 発注者との間で速やかに連絡が取り合える適切な連絡体制を構築し、業務の円滑な遂行を図るものとする。
- ③ クレーム、事故等については、迅速かつ適切に対応し、発注者に漏れなく報告すること。
- ④ 成果品の権利は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずして公表、貸与、使用等をしてはならない。
- ⑤ 本業務が完了した後において、成果品に修正を要する箇所が発見された場合には、速やかに訂正、補足その他必要な措置を講ずるものとする。なお、これにかかる費用は全て受注者の負担とする。
- ⑥ 本業務の実施に際し、第三者に損害を与えた場合は、全て受注者の責任において処理するものとする。
- ⑦ 本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者と協議するものとする。
- ⑧ 受注者は、広島市個人情報保護条例を遵守の上、契約の履行に際して知り得た秘密を、契約の存続期間、契約の終了後及び解除後においても、第三者に漏えいしないこと。